



2025 年 5 月 13 日

各 位

上場会社名 株式会社三越伊勢丹ホールディングス
代表者名 取締役 代表執行役社長 CEO 細谷 敏幸
(コード番号：3099 東証プライム市場)
問合せ先責任者 グループ財務経理部 広報・IR 部長 大山 毅
(TEL. 050-1704-0684)

当社執行役等を対象とした報酬制度改定に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 13 日開催の報酬委員会において、当社の取締役、執行役および執行役員（国内非居住者を除く。以下、「当社制度対象者」という。）を対象とした株式報酬制度を改定し、2025 年度からこれを適用することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、当社の主要子会社（以下、当社と併せて「対象会社」という。）の主たる役員（国内非居住者を除く。当社制度対象者と併せて「制度対象者」と総称する。）に対する株式報酬についても、当社と同様の制度に改定することとします。今後開催予定の各社の取締役会において制度変更を決議し、本年 5 月に開催予定の各社の臨時株主総会に付議いたします。

記

1. 改定の目的等

- (1) 当社は、当社および当社主要子会社の制度対象者に対し、株主価値の向上に対する意識を高めることを目的として、譲渡制限付株式を付与してきました。今般、当社グループの中期経営計画の達成意欲をより一層向上させるため、中期経営計画の業績に連動した株式報酬制度（以下、「本制度」という。）に改定することとします。本改定により、当社グループ一丸となって中期経営計画を達成し、中長期的な企業価値の持続的な向上を実現することに、より一層資する株式報酬制度となるものと考えております。なお、制度対象者のうち非執行の役員については、非業績連動の株式報酬（RSU 部分）のみを付与します。
- (2) 本制度の導入については、当社は指名委員会等設置会社であるため、報酬委員会において決定いたしました。主要子会社においては、各社の株主総会において決議を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下、「BIP 信託」という。）の仕組みを採用しております。本制度は、役位や業績目標の達成度等に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を、制度対象者に交付および給付（以下、「交付等」という。）するものです（但し、下記 3. のとおり、交付する当社株式の一部については、退任までの譲渡制限を付すものとする。）。
- (4) 当社は、本制度の実施のため設定した BIP 信託（以下、「本信託」という。）の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。
- (5) なお、当社の取締役、執行役および執行役員ならびに当社の主要子会社の主たる役員のうち、国内非居住者である者については、相当の金銭を給付することを予定しております。

の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記 3. (7)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

3. 本制度について

(1) 本制度の概要

本制度は、原則として、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度を対象として（本制度の対象となる期間を、以下、「対象期間」という。）、当該信託を通じて制度対象者に当社株式等の交付等を行う制度です。

(2) 本制度に係る報酬委員会の決定または株主総会の決議

対象会社は、本信託に拠出する信託金の上限額および制度対象者に対して付与するポイント（下記(5)に定める。）の総数の上限その他必要な事項について、各社の報酬委員会の決定または株主総会の決議を得ます。

なお、下記(4)による本信託の継続を行う場合には、対象会社は、各社の報酬委員会の決定または株主総会の決議の範囲内で、各社の執行役会または取締役会の決議によって、信託期間の満了時に信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

制度対象者は、受益者要件を充足していることを条件に、各ポイント（下記(5)に定める）に応じた数の当社株式等について、各本信託から交付等を受けるものとします。受益者要件は以下のとおりです。

- ① 制度開始日以降の対象期間中、制度対象者として在任していること（制度開始日以降に新たに制度対象者になった者を含む。）
- ② 自己都合で退任した者（やむを得ない場合と認められる場合を除く。以下同じ。）もしくは解任により退任した者、在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ③ その他本制度の趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(4) 信託期間

当初信託期間は、2025年5月16日（予定）から2028年8月末（予定）までの約3年間とします。

また、原則として、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続します。その場合、原則として、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間に対応する期間について本信託の信託期間を延長し、対象会社は延長された期間ごとに、対象会社ごとに報酬委員会の決定または株主総会の決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き新たな対象期間について、制度対象者に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（制度対象者に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除く。）および金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

(5) 制度対象者に交付される当社株式数

制度対象者に対して交付等が行われる当社株式等の数は、「RSU株式交付ポイント」および「PSU株式交付ポイント」の数により定まります。各ポイントは、1ポイントにつき当社株式1株として決定します。

当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数の調整

がなされます。

「RSU 株式交付ポイント」および「PSU 株式交付ポイント」は、制度対象者の役位および在任期間に応じて対象期間中の各事業年度に付与される基準ポイントをもとに、次のとおり算定され、付与されます。なお、対象期間中の事業年度の途中で退任、死亡または海外赴任することとなった制度対象者については、以下の通り算定した各ポイントを速やかに付与するものとします。

※ 基準ポイント＝株式報酬の基準額÷対象期間の開始直前の 3 月各日の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）

① RSU 株式交付ポイント

RSU 株式交付ポイントは、対象期間中の各事業年度に付与される基準ポイントに対し、各役位に応じた一定の割合を乗じて算定します。

② PSU 株式交付ポイント

PSU 株式交付ポイントは、対象期間中の各事業年度に付与される基準ポイントのうち、各役位に応じた一定の割合を乗じたポイントを累計し、対象期間終了後に、この累計値に業績連動係数を乗じて算定します。

※ 業績連動係数は、業績目標の達成度等に応じて 0～200%の範囲で変動します。業績目標の達成度等に関する指標は、中期経営計画における業績目標の達成のための重要指標その他の当社報酬委員会が定める指標を用いることとし、当初の対象期間においては、以下とします。

財務指標：連結営業利益、ROE

戦略指標：識別顧客売上高、女性管理職比率、従業員エンゲージメント調査

(6) 当社株式等の交付等の方法および時期

＜RSU部分＞

上記(3)の受益者要件を充足した制度対象者は、原則として、RSU株式交付ポイントの付与を受けた直後の3月に、当該RSU株式交付ポイントに対応する当社株式について交付を受けるものとします。

当該株式は交付後、譲渡制限が課され、原則として、退任時（当社グループの委任契約役員（役員および執行役員）のいずれの地位からも退任する時点）に譲渡制限が解除されます。

なお、譲渡制限期間中に制度対象者に重大な不正・非違行為等が発生した場合には、当該制度対象者に交付された当社株式を、当社が当然に無償で取得するものとします。

また、譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、制度対象者が SMBC 日興証券株式会社に開設した専用口座で管理される予定です。

＜PSU部分＞

上記(3)の受益者要件を充足した制度対象者は、原則として、対象期間満了後、PSU株式交付ポイントに対応する当社株式の50%（単元単位）について交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(7) 本信託に拠出される信託金の合計上限額および本信託において制度対象者に交付等が行われる当社株式等の数の上限

信託期間内に各対象会社から本信託に拠出される信託金の合計額および本信託において制度対象者に交付等が行われる当社株式等の数（制度対象者に付与されるポイントの数）は、報酬委員会の決定または株主総会の決議を得ることを条件として、対象会社で、それぞれ以下の上限に服するものとします。

①当社

本信託に拠出する信託金の上限

399百万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額

本信託において当社取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限

19万株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数

※当初対象期間においては、3事業年度を対象としてそれぞれ合計1,196百万円、56万株となります。

※本信託において当社取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限は、上記の信託金の上限を踏まえ設定しています。②の対象子会社についても同様です。

②対象子会社合計

本信託に拠出する信託金の上限

950百万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額

本信託において対象子会社取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限

105万株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数

※当初対象期間においては、3事業年度を対象としてそれぞれ合計2,850百万円、314万株となります。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(7)の株式取得資金および上限交付株数の範囲内で、当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。

なお、今般の本信託による当社株式の取得は、株式市場からの取得を予定しています。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（制度対象者に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式にかかる配当の残余は、(4)の本信託の継続を行う場合には株式取得資金として活用されます。

(11) 本信託の終了時の取扱い

信託期間満了時に生じた残余株式は、本信託を継続利用する場合に活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合に生じた残余株式は、売却により金銭換価を行い、当該金銭は対象会社および制度対象者と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式にかかる配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了す

る場合には、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および制度対象者と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

4. 信託契約の内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 執行役等に対するインセンティブの付与 |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| (5) 受益者 | 執行役等のうち受益者要件を充足する者 |
| (6) 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| (7) 信託契約日 | 2025年5月16日（予定） |
| (8) 信託の期間 | 2025年5月16日（予定）～2028年8月末日（予定） |
| (9) 信託金の予定金額 | 2,037,000千円 |
| (10) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (11) 株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| (12) 株式の取得時期 | 2025年5月21日～5月30日（予定） |
| (13) 帰属権利者 | 当社 |
| (14) 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| (15) 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式
取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上